

令和7年度DXオンライン学習サービス提供業務契約書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、令和7年度DXオンライン学習サービス提供業務について、以下の契約要綱および契約条項の通り契約を締結する。

契 約 要 綱	
1. 件 名	: 令和7年度DXオンライン学習サービスの提供
2. 契約金額	: 円 (内消費税および地方消費税の額: 円) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額である。ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税額の税率に変動がある場合、甲乙協議のうえ、これを改定する。
3. 契約金額内訳	: 別紙1参照
4. 契約期間	: 令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 提供期間	: 令和 年 月 日から令和 年 月 日
6. 契約保証金	: 円 (沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 :

乙 :

契 約 条 項

(目的)

第1条 甲は、この契約書及び仕様書に基づき令和7年度オンライン学習サービス（以下「サービス」という。）を利用し、乙はこれに必要なサービスを提供するものとする。

(当然履行義務)

第2条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で実施するものとする。

(利用料の支払)

第3条 乙は、別紙1記載の月別アカウント数およびアカウント単価に応じた利用料金に消費税を加算した利用料を、契約期間終了後に、適法な請求書をもって甲に対して請求するものとする。

2 甲は、適正な支払い請求書を受領した日から30日以内に乙に請求金額を支払うものとする。

3 利用料の支払については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条、第6条及び第8条の規定によるものとする。

(免責条項および損害賠償責任)

第4条 乙が甲に対して本契約に関連して負担する損害賠償責任の範囲は、その原因如何に関わらず、甲が直接かつ現実に被った通常の損害に限るものとし、当該損害賠償の総額は、契約に係る価格として過去3か月間に甲から受領した金額の合計額を上限とする。ただし、甲の利用料の支払いが年間契約による一括年払いまたは年間契約による四半期毎払いの場合には、過去3か月間の利用料相当額を上限とする。

2 前項にかかわらず、甲および乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、通信障害、サービス提携先の外部システムの障害等の発生、通信回線会社の債務不履行、自己の責に帰さないインターネットの不具合、その他自己の合理的な支配の範囲を超える事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については責任を負わないものとし、甲は当該部分について、利用料の支払いを免れるものとする。

(秘密保持)

第5条 甲および乙（以下「受領当事者」という。）は本契約の履行に関連して知り得た相手方（以下「開示当事者」という。）から機密情報として開示された技術上また営業上の情報を、厳に秘密として保持しなければならない。開示当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、これを第三者（本契約の目的のために秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員、並びに法令上秘密保持義務を負う弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家を除く。）に開示し、又は使用させてはならない。受領当事者は、当該目的の遂行のために秘密情報を伝達する自己の役員および従業員に対し、本条の秘密保持義務

を遵守させる。

- 2 受領当事者は、秘密情報を本契約の目的以外の目的で使用してはならない。
- 3 前二項の義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - (1) 開示時点で公知の事実又は開示後に当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
 - (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した事実。
 - (3) 開示の時点で既に保有していた事実
 - (4) 相手方の秘密情報によらず、受領者が独自に開発した情報
- 4 前各項にかかわらず、受領当事者は、法令もしくは金融商品取引所の規則又は裁判所もしくは行政機関の判決、決定、命令、要請等により開示を要求された場合、合理的に必要な最小限の範囲で開示当事者の秘密情報を開示することができる。この場合、受領当事者は、開示当事者に対し、開示前にその事実を通知するよう、合理的に努力する。
- 5 受領当事者は、秘密情報を収録したすべての文書、図面、電磁的記録媒体等の媒体、並びにこれらの複製・複写物、改変物を、他の資料および物品等と明確に区別して保管し、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。受領当事者は、本契約が終了した場合又は開示当事者から書面による要求を受けた場合、本契約の終了日又は当該要求受領後速やかに、有形な秘密情報（開示当事者が対象範囲を限定した場合はその範囲の情報に限る。）を開示当事者に返還するか又は開示当事者の提示するところに従い廃棄等の措置をとるものとする。
- 6 本条の定めは、本契約の終了後及び契約解除後も同様とする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第7条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第8条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（労働関係法令の遵守）

第9条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

（帳簿等の整備及び保存）

第10条 乙は、利用料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の帳簿等を業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

（個人情報）

第11条 甲は、本サービスの提供を乙に委託する上で、甲の有する個人情報（特定の個人を識別できる情報をいい、以下「個人情報」という。）の利用を乙に許可するものとする。その場合、甲は当該個人情報を特定し、個人情報である旨を書面で乙に明示するものとする。

2 乙は、業務を実施した際に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む））については、善良な管理者の注意をもって管理し、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 甲は、前項に規定する個人情報について、適切な管理を行う必要があると判断した場合、乙に対して必要な事項について別に指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

（セキュリティポリシーの遵守）

第 12 条 乙は、本契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。

- 2 乙は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施しなければならない。

（再委託の禁止）

第 13 条 乙は、委託業務の全部を一括又は分割して第三者に委託、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、事前に再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（契約不適合責任）

第 14 条 甲は、提供されるサービスについて種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない部分(以下「契約不適合」という。)を知った場合、乙に対して、その契約不適合の補修等の履行の追完を請求することができる。追完する場合、乙は甲が指示する期限内に追完し、適正な措置を講じなければならない。

ただし、契約不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を提供者に通知しなければ、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求をすることができないものとする。

（解除）

第 15 条 甲および乙は、相手方に次の各号のいずれかひとつに該当する事由が生じた場合、何らの催告を要することなく、相手方に通知することによりただちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約上の義務につき違反があり、相手方による催告後 15 日を経過する日までに当該違反が治癒されなかったとき。
- (2) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、滞納処分、手形取引停止処分、その他公権力の処分を受け、破産手続開始、更生手続開始、民事再生手続開始、

その他これに類する法的倒産手続の申立があった場合

(3) 任意整理の通知を発するなど、信用状態に重大な不安が生じたか、又は将来においてかかる不安が生じると判断されるとき。

(4) その他、本契約を継続することができない重大な背信行為を行った場合

2 甲および乙は、自己に前項各号のいずれかの事由に該当するとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに相手方にその旨通知するものとする。

3 甲は、自己について第1項各号のいずれかの事由が生じた場合、自己の相手方に対する一切の金銭債務は何らの手続を要せず当然に期限の利益を失い、これをただちに支払わなければならない。

4 乙は、自己について第1号各号のいずれかの事由が生じた場合、自己の相手方に対する一切の金銭債務は何らの手続を要せず当然に請求権を失う。

(債権譲渡の禁止)

第16条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し又は、担保に供することができないものとする。書面により甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項、本契約条項中疑義の生じた事項および本契約の変更については、甲乙別途協議のうえこれを決定する。

(準拠法・裁判管轄)

第18条 本契約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。

2 前条の協議によってもなお本契約に係わる紛争が解決できない場合、甲および乙は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所として、当該紛争を解決することに合意する。

別紙 1

本サービスの利用期間及び月別利用料金明細

本サービスの利用期間における各月のアカウント数およびアカウント単価、月別利用料金を以下の通り定めることとする。

令和 年 月 日

利用期間	アカウント数 (単位：アカウント)	アカウント単価（税別） (単位：円)	利用料金（税別） (単位：円)
2025 年 4 月			
2025 年 5 月			
2025 年 6 月			
2025 年 7 月			
2025 年 8 月			
2025 年 9 月			
2025 年 10 月			
2025 年 11 月			
2025 年 12 月			
2026 年 1 月			
2026 年 2 月			
2026 年 3 月			

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでな

い。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、

若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注） 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

- 2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

別記参考様式 1（第 4 の 2（別記特記事項第 4 及び第 5）関係）

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和 7 年度 DX 人材育成研修業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	(所属・役職)	(氏名)
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別記参考様式 2（第 4 の 2（別記特記事項第 4 及び第 5）関係）

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は所在地
受託者名 氏名又は商号
代表者氏名

令和 7 年度 DX 人材育成研修業務に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しました（します）ので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報取扱責任者	（所属・役職）	（氏名）
-----------	---------	------

※個人情報取扱責任者：この委託業務による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。

2 事務従事者に関する事項

事務従事者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

※事務従事者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	（具体的に記入すること）

※作業場所及び保管場所の変更にあたっては、あらかじめ報告すること。

